

東北町肉用牛生産支援補助金交付事業実施要綱

令和2年9月11日制定東北農水第372号

(目的)

第1条 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(令和2年6月12日閣議決定)(以下「地方創生臨時交付金」という。)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により、肉用牛の出荷延期及び価格低迷で生産農家の経営悪化が懸念されることから、優良な肉用牛等の生産農家の経営継続を支援することを目的として実施する肉用牛生産支援補助金交付事業(以下「交付事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 交付事業の実施主体は東北町とする。

(交付対象者)

第3条 肉用牛生産支援補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、東北町に住所を有し、町税等の滞納がない畜産業を営む個人又は法人。

(交付額)

第4条 補助金の交付額は、区分ごとに定めるものとし、別表のとおりとする。

(交付申請受付開始日及び交付申請期限)

第5条 交付事業に係る町の交付申請受付開始日は、令和2年11月17日とし、交付申請期限は令和2年12月25日とする。

(申請の方式)

第6条 補助金の申請をしようとする者は、東北町肉用牛生産支援補助金申請書(第1号様式)に町長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

(交付決定及び交付)

第7条 町長は、第6条の規定により提出された申請書を受け取った場合には、速やかに内容を確認の上、交付を決定し、当該申請者に対し肉用牛生産支援補助金を交付するものとする。

(交付事業に関する周知等)

第8条 町は、交付事業の実施に当たり、交付対象者、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めることとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 町が第8条の規定に基づき周知を行ったにもかかわらず交付対象者から申請期限までに第6条による申請が行われなかった場合、交付対象者が肉用牛生産支援補助金の受給を辞退したとみなすものとする。

(補助金の不認定)

第10条 町長は、第6条による申請があった場合、当該申請の内容を審査し不相当と認められたときは、東北町肉用牛生産支援補助金交付不認定通知書(様式第2号)により通知する。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。